

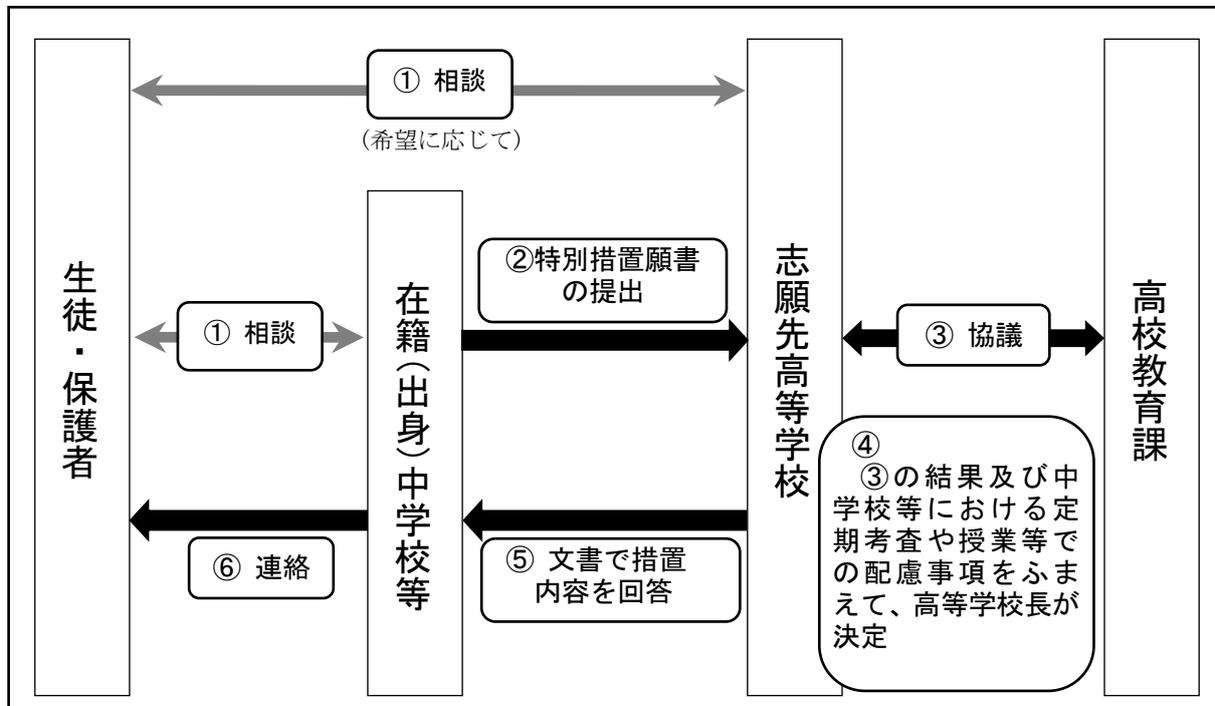
障害のある生徒等に対する配慮について

障害のある生徒等が公立高等学校に入学を希望する場合において、志願先高等学校、高校教育課、在籍（出身）中学校等と受検上の特別な配慮や入学後の学校生活における配慮について相談することができます。

1 学力検査等における特別措置

障害のある入学志願者等について、受検上の特別な配慮が必要な場合は、中学校等と十分に相談し、以下の手続きをとってください。その際に、希望に応じて志願先高等学校に直接相談することもできます。

手続きの流れは、下の図の通りです。



※ 出願後に受検上の特別な配慮が必要になった場合は、その限りではありません。

また、中学校等を卒業して5年を経過した入学志願者は、志願者本人が特別措置願書を作成し、志願先高等学校に提出してください。

2 高校入学後の学校生活における配慮

障害のある生徒等について、希望に応じて志願先高等学校と高校入学後の学校生活について個別に相談することができます。

別 表

「学力検査等における特別措置」

下の表に、これまでの香川県公立高等学校入学者選抜において実施した特別措置の内容の一部を示していますので、参考にしてください。

受検者の状況等	特 別 措 置 の 内 容
聴覚に障害のある場合	英語聞き取り問題において、座席を最前列とする
	補聴器の使用を認める
	英語聞き取り問題において、補聴器等を使用しても聞き取りが困難な受検者に対して、英語聞き取り問題の代替問題を作成し、別室で受検することを認める
視覚に障害のある場合	拡大鏡の使用を認める
	問題用紙、解答用紙を拡大する
	別室で時間延長をして、受検することを認める
肢体不自由の場合	車椅子の使用を認める
知的障害のある場合	問題用紙と解答用紙を連結した問題を作成し、受検することを認める
	問題文の漢字にルビをふった問題を作成し、受検することを認める
学習障害のある場合	学力検査の「国語」において、検査時間を15分延長することを認める
喘息の場合	携帯用吸入器の持込を認める
糖尿病の場合	座席を出入口付近とし、室外での補食を認める
その他	通常の受検室で受検することが困難な受検者に対して、別室での受検を認める
	問題文の漢字にルビをふった問題を作成し、受検することを認める
	介助が必要と認められる受検者に対して、介助者を配置することを認める

詳しくは、県教育委員会事務局高校教育課（087-832-3750）へ。